

令和5年8月28日

お客さま 各位

氷見伏木信用金庫

「当座勘定規定（一般当座用）」の改定について

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび当金庫では、令和5年9月1日（金）から始まる、「ことら送金」の取扱いに伴い、平日夜間や土日祝日等においても当座預金への入金（着金）が可能となり、手形・小切手の決済資金への充当も可能となることから「当座勘定規定（一般当座用）」を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用させていただきます。

引き続き当金庫をご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年9月1日（金）

2. 改定内容（改定条文抜粋）

（下線部分が改定箇所となります）

改定前	改定後
第9条（支払いの範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払い義務を負いません。 <u>（新設）</u>	第9条（支払いの範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払い義務を負いません。 <u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u>
（2）手形、小切手の金額の一部支払いはしません。	<u>（3）手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</u>

以上